

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについて

1 基本構想の概要

- (1) 根拠法令 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条
- (2) 目標年度 10年後を見通して策定

2 基本構想の変更の考え方

- (1) 令和3年3月に策定された「静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に沿って見直し
- (2) 農業経営の目標の見直し
  - ・年間労働時間目標：主たる従事者1人あたり1,800時間から2,000時間程度（変更なし）
  - ・年間農業所得目標  
 現 行：1経営体あたり800万円程度（川根地区は650万円程度）  
 変更案：1経営体あたり550万円程度（伊久身地区・川根地区は440万円程度）
- (3) 営農の状況、今後の方向性を踏まえて営農類型の修正、追加、削除
  - ・20類型 → 26類型
  - ・青年等の営農類型  
 6類型 → 11類型

3 農地集積の目標

地域	効率かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標	備考
市全域	58%	耕地面積 3,020ha うち担い手が利用する面積 1,762ha